

事務連絡

平成31年1月18日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に
係る猶予措置の終了に当たっての留意事項について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者総合支援法に基づく療養介護等を提供するに当たっては、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）」に基づき、実務経験を満たし、提供するサービスに応じた分野のサービス管理責任者等研修（以下「研修」という。）を受講した者をサービス管理責任者として配置することとされております（児童発達支援管理責任者については、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）」に要件を規定）。

指定障害福祉サービス事業所又は指定障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（障害児入所施設等で提供される障害児通所支援又は障害児入所支援）の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日（当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日）から起算して1年間は、研修を修了しているものとみなす規定（別紙1参照。以下「猶予措置」という。）を設けております。

この猶予措置においては、平成30年4月1日以降に事業を開始している場合、認められている特例が今年度末（平成31年3月31日）をもって終了とされているため、猶予措置終了後は実務経験者であっても研修を修了していない場合は、来年度以降、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者についての人員配置が基準上満たせていないこととなります。

つきましては、各都道府県におかれましては、上記にご留意いただき、

- ① 管内において、来年度以降の事業所開設の際には、実務経験及び研修修了の要件を満たしたサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置が必須であることの周知徹底を図ること
- ② 研修の開催においては、早期に事業所開設を予定している事業者からの受講申込者について優先的に受講できるようにすること

等、来年度以降の障害福祉サービス等の提供に向けて遺漏なきようご対応願います。

また、既にお知らせしておりますとおり、来年度以降、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に関する研修体系等の全体的な見直し（別紙2参照）を予定しており、それに伴い、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る要件についての緩和等を実施いたしますので、周知を図っていただきますよう併せてご対応願います。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室 相談支援係

TEL：03-5253-1111（内 3149, 3043）

FAX：03-3591-8914

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)第 50 条第 1 項第 4 号及び第 215 条第 2 項、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号)第 4 条第 1 項第 1 号イ(3)、第 5 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号)第 12 条第 1 項第 5 号及び第 90 条第 2 項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号)第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)、第 12 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等を次のように定め、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第 50 条第 1 項第 4 号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第 4 条第 1 項第 1 号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号。以下「障害福祉サービス基準」という。)第 12 条第 1 項第 5 号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号。以下「障害者支援施設基準」という。)第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「サービス管理責任者」と総称する。)

イ (略)

- ロ 指定障害福祉サービス(法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)を行う事業所(以下「指定障害福祉サービス事業所」という。)又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等(以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して 1 年間(当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合には、平成 31 年 3 月 31 日までの間)は、イの規定にかかわらず、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

以下(略)

- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 49 条第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。)第 49 条第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)は 1 及び 2 に定める要件を満たす者とする。

1・2 (略)

- 3 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関(以下「障害児入所施設等」という。)において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して 1 年間(当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合にあつては平成 31 年 3 月 31 日までの間)は、前号の要件を満たしているものとみなす。

以下 (略)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。

※平成 31 年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成 35 年度末までに更新研修の受講が必要。

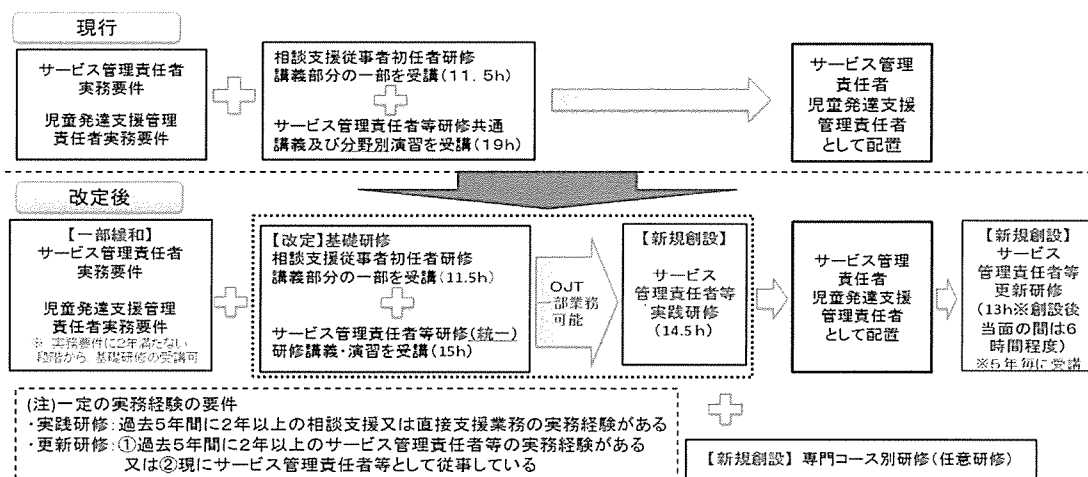
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。

※共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完する予定。

- このほか、直接支援業務による実務要件を 10 年⇒8 年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。

※新体系移行後に既に実務要件を満たす者は、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

【見直しイメージ】



【要件緩和事項】

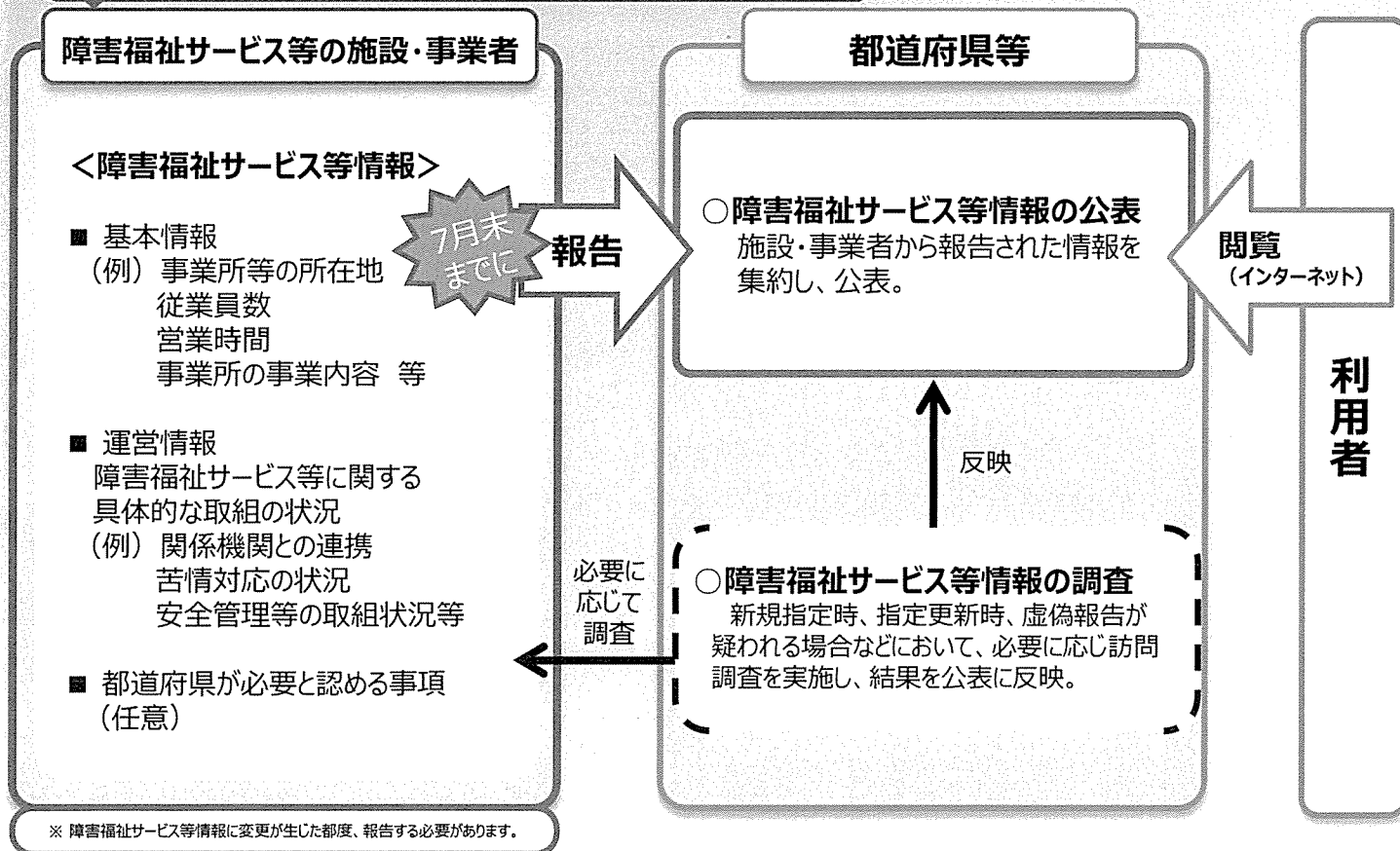
現行	見直し後
<p>① 実務経験の一部緩和</p> <p>○直接支援業務 10 年</p> <p>○実務経験を満たして研修受講</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援業務 5 年 ・ 直接支援業務 10 年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3 年 	<p>○直接支援業務 8 年</p> <p>○基礎研修は実務要件が 2 年満たない段階から受講可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援業務 5 年→3 年 ・ 直接支援業務 8 年→6 年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3 年→1 年
<p>② 配置時の取扱いの緩和</p> <p>○研修修了後にサービス管理責任者として配置可</p> <p>○個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可</p>	<p>○既にサービス管理責任者が 1 名配置されている場合は、基礎研修を修了者は、2 人目のサービス管理責任者として配置可</p> <p>○実務経験が 2 年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可</p>
<p>③ 研修分野統合による緩和</p> <p>○サービス管理責任者の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労）、児童発達支援管理責任者研修別に研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修了した分野のみ従事可 	<p>○全分野（児童発達支援管理責任者を含む）のカリキュラムを統一し、共通で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全分野のサービスに従事可 ・ 平成 30 年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす

障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

! 障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります




○ 下記サービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

- | | | | | | |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 1. 居宅介護 | 6. 生活介護 | 11. 自立訓練（生活訓練） | 16. 就労定着支援 | 21. 地域相談支援（定着） | 26. 放課後等デイサービス |
| 2. 重度訪問介護 | 7. 短期入所 | 12. 宿泊型自立訓練 | 17. 自立生活援助 | 22. 福祉型障害児入所施設 | 27. 居宅訪問型児童発達支援 |
| 3. 同行援護 | 8. 重度障害者等包括支援 | 13. 就労移行支援 | 18. 共同生活援助 | 23. 医療型障害児入所施設 | 28. 保育所等訪問支援 |
| 4. 行動援護 | 9. 施設入所支援 | 14. 就労継続支援 A 型 | 19. 計画相談支援 | 24. 児童発達支援 | 29. 障害児相談支援 |
| 5. 療養介護 | 10. 自立訓練（機能訓練） | 15. 就労継続支援 B 型 | 20. 地域相談支援（移行） | 25. 医療型児童発達支援 | |

障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

手順1

 このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

 **事業所を所管する都道府県等に法人・事業所基本情報を報告してください。**

都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。

(※) 昨年度、都道府県等担当者が、事業者の基本情報について既に登録を行った事業者宛てには、情報公表システムよりID等を5月8日(火)に通知しています。もし、事業者宛にID等が届いていない場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。


手順2

情報公表システムより、ログインID・パスワードが通知されます。

 **ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。**

手順3

 **入力内容を確認後、都道府県等へ報告します。**

- 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。**
- ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。  (修正の上、再度報告します。)
 - ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

7月末
までに報告してください。*

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

都道府県等による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。

(※) 平成30年度においては、9月末を目途に全国一斉に公表する予定です。

☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書(マニュアル)等の資料を掲載していますので、是非ご活用ください。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pccpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>



お問い合わせ先： 岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課
☎ 086-212-1015

報道関係者 各位

平成 30 年 12 月 26 日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室
室長 山口 正行 (内線 3005)
室長補佐 内野 英夫 (内線 3041)
(代表) 03 (5253) 1111
(直通) 03 (3595) 2500

平成 29 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への 対応状況等（調査結果）を公表します。

厚生労働省では、平成29年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考) 都道府県労働局の 対応		
市区町村等への 相談・通報件数	4,649 件 (4,606 件)	2,374 件 (2,115 件)	691 件 (745 件)	虐待判断 件数	597 件 (581 件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,557 件 (1,538 件)	464 件 (401 件)		被虐待者数	1,308 人 (972 人)
被虐待者数	1,570 人 (1,554 人)	666 人 (672 人)			

(注1) 上記は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
カッコ内については、前回調査(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、平成 30 年 8 月 22 日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。

【参考資料】

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待対応状況調査 経年グラフ
- 3 平成 29 年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>
- 4 平成 29 年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>
- 5 平成 29 年度 障害者虐待防止法対応状況調査結果報告書

【主なポイント】

<養護者による障害者虐待>

- 養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、平成 28 年度からほぼ横ばい(4,606 件→4,649 件)。虐待判断件数についてもほぼ横ばい(1,538 件→1,557 件)である。[参考資料 2-1 参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、昨年度から横ばいとなっている。
(平成 28 年度：33% (1,538/4,606)、平成 29 年度：33% (1,557/4,649)) [参考資料 2-1 参照]
- 相談・通報者の種別では、警察が 28% (1,312 件)、本人による届出が 18% (857 件)、相談支援専門員が 16% (767 件)、施設・事業所の職員が 14% (670 件) であり、これらが上位を占める。[参考資料 5 P3 参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 61% と最も多く、次いで心理的虐待が 33%、経済的虐待が 23%、放棄・放置が 16%、性的虐待が 4% の順。[参考資料 5 P5 参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 55% と最も多く、次いで精神障害が 34%、身体障害が 19% の順。[参考資料 5 P7 参照]
- 虐待の事実が認められた事例での対応策として被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は、636 人で全体の 41% を占める。[参考資料 5 P10 参照]
- 虐待による死亡事例は、1 人。[参考資料 5 P11 参照] (平成 28 年度は 5 人)

<障害福祉施設従事者等による障害者虐待>

- 障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は、平成 28 年度から 12% 増加 (2,115 件→2,374 件)。判断件数については 16% 増加 (401 件→464 件) している。[参考資料 2-2 参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、ほぼ横ばい。
(平成 28 年度：19% (401/2,115)、平成 29 年度：20% (464/2,374)) [参考資料 2-2 参照]
- 相談・通報者の種別では、本人による届出が 20% と最も多い。次いで、当該施設・事業所職員から 18%、当該施設・事業所設置者・管理者から 11% となっている。[参考資料 5 P12 参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 56% と最も多く、次いで心理的虐待が 42%、性的虐待が 14%、放棄・放置が 7%、経済的虐待が 6% の順。[参考資料 5 P17 参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 71% と最も多く、次いで身体障害が 22%、精神障害が 17% の順。[参考資料 5 P18 参照]
- 虐待者の職種は、生活支援員が 44%、管理者が 10%、その他従事者が 7%、サービス管理責任者が 5%、世話人と設置者・経営者が 4% の順。[参考資料 5 P19 参照]
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは 231 件であった。[参考資料 5 P21 参照]
- 虐待による死亡事例は、なし。(平成 28 年度もなし)

※ 使用者による障害者虐待

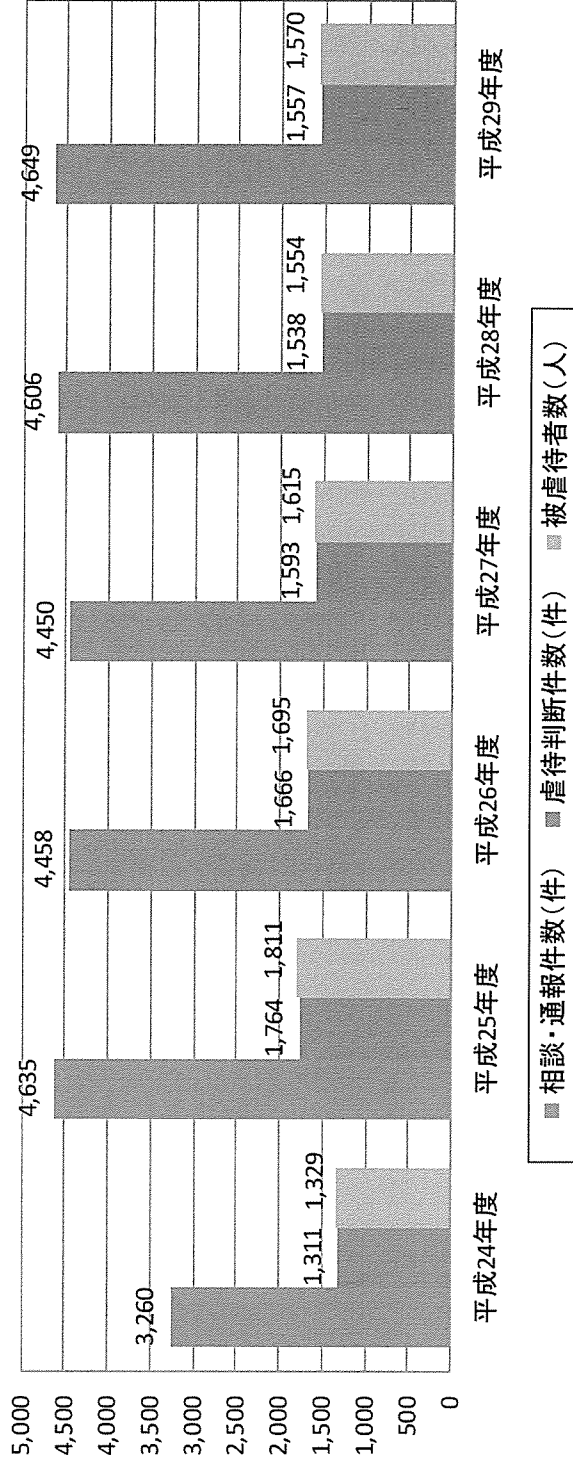
雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室において集計

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- ・平成29年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は4,649件であり、平成28年度からほぼ横ばい(4,606件→4,649件)。
- ・平成29年度の虐待判断件数は1,557件であり、平成28年度からほぼ横ばい(1,538件→1,557件)。
- ・平成29年度の被虐待者数は1,570人。

養護者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570

養護者による障害者虐待

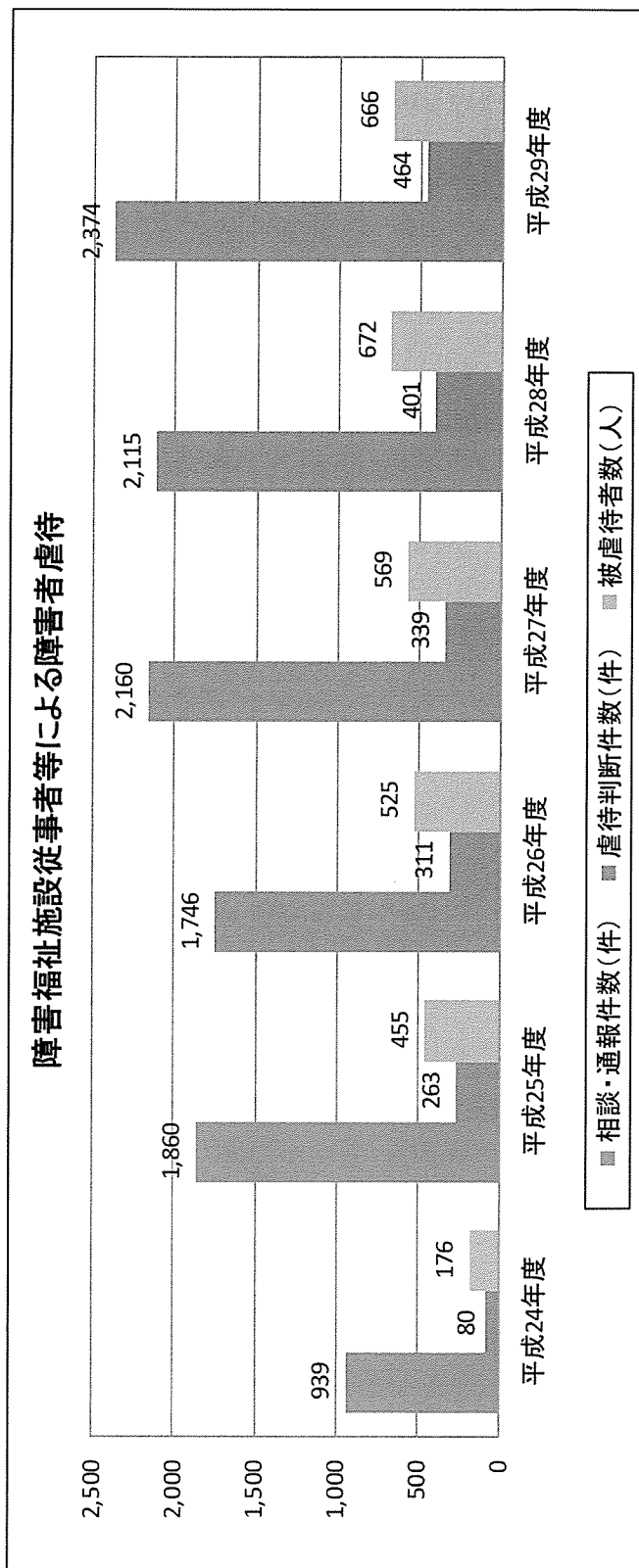


* 平成24年度は下半期のみのデータ

2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・平成29年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,374件であり、平成28年度から12%増加(2,115件→2,374件)。
- ・平成29年度の認定件数(虐待判断件数)は464件であり、平成28年度から16%増加(401件→464件)。
- ・平成29年度の被虐待者数は666人。

障害福祉従事者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666



* 平成24年度は下半期のみデータ

平成29年度における施設従事者等による虐待の状況について

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの施設従事者等による虐待の状況等について、公表する内容は次のとおりである。

1 障害者福祉施設

県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実確認件数 5件
 (障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第20条)

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	女性(1人)	男性(1人)	男性(1人)	女性(5人)	男性(1人)
	年齢階級	15～19歳	5～9歳	35～39歳	45～49歳(1人) 50～54歳(2人) 60～64歳(2人)	25～29歳
	障害種別	身体・知的障害	発達障害	精神障害	身体障害(2人) 知的障害(1人) 精神障害(2人)	身体・知的障害
障害者虐待の類型	性的虐待	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	身体的虐待	
虐待のあった障害者福祉施設等の種別	共同生活援助	放課後等デイサービス	就労継続支援A型	就労継続支援A型	障害者支援施設	
虐待を行った障害者福祉施設等職種の種別	生活支援員(1人)	設置者兼指導員(1人)	設置者(1人)	職業指導員(1人)	生活支援員(1人)	
障害者虐待に取った措置	再発防止に向けた職員研修の実施や支援内容のセルフチェックの実施等を指導	再発防止に向けた職員研修の実施や虐待防止マニュアルの周知徹底等を指導	利用者への指の仕方等に注意するよう指導	再発防止に向けた作業環境の改善、職員研修の実施等を指導	再発防止に向けた職員研修の実施や支援体制・方法の見直し等を指導	

(参考) 平成29年度 障害者虐待の通報・届出とその確認の状況 (単位: 件)

		障害者福祉施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数		26	47	73	
うち障害者虐待		5	19	24	
区分別内訳	身体的虐待	2	12	14	
	性的虐待	2	0	2	
	心理的虐待	1	9	10	
	放棄・放任	0	1	1	
	経済的虐待	0	10	10	

※虐待の区分別内訳は、重複している。

2 養介護施設

県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認件数 9件

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第25条)

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	男性(1人)	女性(1人)	女性(2人)	女性(1人)	女性(2人)
	年齢階級	85～89歳	90～94歳	90～94歳(1人) 100歳以上(1人)	85～89歳	80～84歳(1人) 95～99歳(1人)
	要介護状態	要介護4	要介護4	要介護3(1人) 要介護4(1人)	要介護4	要介護3(1人) 要介護4(1人)
高齢者虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	
施設・事業所の種別類型	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	認知症対応型 共同生活介護	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	
虐待を行った養介護施設従事者等の職種	介護職(1人)	介護職(1人)	介護職(1人)	介護職(1人)	介護職(3人)	
高齢者虐待に対処した	従業者の資質向上のため研修を実施することなどを指導	従業者の資質向上のため研修を実施することなどを指導	従業者の資質向上のため研修を実施することなどを指導	従業者の資質向上のため研修を実施することなどを指導	身体拘束は緊急やむを得ない場合に行わないことなどを指導	

被虐待者の状況	性別	女性(1人)	女性(2人)	女性(1人)	男性(1人)
	年齢階級	80～84歳	80～84歳(1人) 90～94歳(1人)	75～79歳	75～79歳
	要介護状態	要介護4	要介護4(2人)	要介護5	要介護3
高齢者虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	
施設・事業所の種別類型	特別養護老人ホーム	認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護	
虐待を行った養介護施設従事者等の職種	介護職(8人)	管理者(1人)	介護職(1人)	介護職(1人)	
高齢者虐待に対処した	身体拘束は緊急やむを得ない場合に行わないことなどを指導	身体拘束は緊急やむを得ない場合に行わないことなどを指導	従業者の資質向上のため研修を実施することなどを指導	身体拘束は緊急やむを得ない場合に行わないことなどを指導	

(参考) 平成29年度 高齢者虐待の通報・届出とその確認の状況

(単位：件)

		養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数		29	423	452	
うち高齢者虐待		9	257	266	
区 分 別 内 訳	身体的虐待	9	170	179	
	介護等放棄	0	55	55	
	心理的虐待	4	118	122	
	性的虐待	0	0	0	
	経済的虐待	0	62	62	

※高齢者虐待の区分別内訳は、重複している。

平成30年4月1日から

「障害者総合支援法」の対象となる 疾病を359に拡大します

平成30年4月1日から「障害福祉サービス等^{※1}」の対象となる疾病が、358から359へ拡大されます。

対象となる方は、障害者手帳^{※2}をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

※1 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

※2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

対象となる方

対象疾病に該当する方（次ページ参照）



手続き

- ◆対象疾病に罹患^りしていることがわかる証明書（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にてサービスの利用を申請してください。
- ◆障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。
(訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません)
- ◆詳しい手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

平成30年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（359疾病）

※ 新たに対象となる疾病（1疾病）

△ 表記が変更された疾病（3疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	64	偽性副甲状腺機能低下症	127	鯉耳腎症候群
2	アイザックス症候群	65	ギャロウェイ・モフト症候群	128	再生不良性貧血
3	I g A腎症	66	急性壊死性脳症 ○	129	サイトメガロウイルス角膜炎 ○
4	I g G 4 関連疾患	67	急性網膜壊死 ○	130	再発性多発軟骨炎
5	亜急性硬化性全脳炎	68	球脊髄性筋萎縮症	131	左心低形成症候群
6	アジソン病	69	急速進行性糸球体腎炎	132	サルコイドーシス
7	アッシャー症候群	70	強直性脊椎炎	133	三尖弁閉鎖症
8	アトピー性脊髄炎	71	強皮症	134	三頭筋素欠損症
9	アペール症候群	72	巨細胞性動脈炎	135	CFC症候群
10	アミロイドーシス	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	136	シェーグレン症候群
11	アラジール症候群	74	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	137	色素性乾皮症
12	アルポート症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	138	自己貪食空胞性ミオパチー
13	アレキサンダー病	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	139	自己免疫性肝炎
14	アンジェルマン症候群	77	筋萎縮性側索硬化症	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
15	アントレー・ピクスラー症候群	78	筋型糖尿病	141	自己免疫性溶血性貧血
16	イソ吉草酸血症	79	筋ジストロフィー	142	四肢形成不全 ○
17	一次性ネフローゼ症候群	80	クッシング病	143	シトステロール血症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	クリオピリン関連周期熱症候群	144	シトリン欠損症
19	1 p 36欠失症候群	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	145	紫斑病性腎炎
20	遺伝性自己炎症疾患	83	クルーゾン症候群	146	脂肪萎縮症
21	遺伝性ジストニア	84	グルコーストランスポーター1欠損症	147	若年性特発性関節炎 △
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	グルタル酸血症1型	148	若年性肺気腫
23	遺伝性膀胱炎	86	グルタル酸血症2型	149	シャルコー・マリイ・トゥース病
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	クロウ・深瀬症候群	150	重症筋無力症
25	ウィーバー症候群	88	クローン病	151	修正大血管転位症
26	ウィリアムズ症候群	89	クローンカイト・カナダ症候群	152	ジュベール症候群関連疾患 △
27	ウィルソン病	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症	153	シュワルツ・ヤンベル症候群
28	ウエスト症候群	91	結節性硬化症	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
29	ウェルナー症候群	92	結節性多発動脈炎	155	神経細胞移動異常症
30	ウォルフラム症候群	93	血栓性血小板減少性紫斑病	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
31	ウルリッヒ病	94	眼局所性皮膚異形成	157	神経線維腫症
32	HTLV-1 関連脊髄症	95	原発性局所多汗症 ○	158	神経フェリチン症
33	A T R - X 症候群	96	原発性硬化性胆管炎	159	神経有棘赤血球症
34	A D H 分泌異常症	97	原発性高脂血症	160	進行性核上性麻痺
35	エーラス・ダンロス症候群	98	原発性側索硬化症	161	進行性骨化性線維異形成症
36	エプスタイン症候群	99	原発性胆汁性胆管炎	162	進行性多巣性白質脳症
37	エプスタイン病	100	原発性免疫不全症候群	163	進行性白質脳症
38	エマヌエル症候群	101	顕微鏡の大腸炎 ○	164	進行性ミオクローヌステんかん
39	遠位型ミオパチー	102	顕微鏡的多発血管炎	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
40	円錐角膜 ○	103	高 I g D 症候群	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
41	黄色靭帯骨化症	104	好酸球性消化管疾患	167	スタージ・ウェーバー症候群
42	黄斑ジストロフィー	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群
43	大田原症候群	106	好酸球性副鼻腔炎	169	スミス・マガニス症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群	107	抗糸球体基底膜腎炎	170	スモン ○
45	オスラー病	108	後縦靭帯骨化症	171	脆弱X症候群
46	カーニー複合	109	甲状腺ホルモン不応症	172	脆弱X症候群関連疾患
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	110	拘束型心筋症	173	正常圧水頭症 ○
48	潰瘍性大腸炎	111	高チロシン血症1型	174	成人スチル病
49	下垂体前葉機能低下症	112	高チロシン血症2型	175	成長ホルモン分泌亢進症
50	家族性地中海熱	113	高チロシン血症3型	176	脊髄空洞症
51	家族性良性慢性天疱瘡	114	後天性赤芽球癆	177	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
52	カナバン病	115	広範脊柱管狭窄症	178	脊髄髄膜瘤
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	116	抗リン脂質抗体症候群	179	脊髄性筋萎縮症
54	歌舞伎症候群	117	コケイン症候群	180	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
55	カラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症	118	コステロ症候群	181	前眼部形成異常
56	カルニチン回路異常症	119	骨形成不全症	182	全身性エリテマトーデス
57	加齢黄斑変性 ○	120	骨髄異形成症候群 ○	183	先天異常症候群
58	肝型糖原病	121	骨髄線維症 ○	184	先天性横隔膜ヘルニア
59	間質性膀胱炎(ハンナ型)	122	ゴナドトロピン分泌亢進症	185	先天性核上性球麻痺
60	環状20番染色体症候群	123	5 p 欠失症候群	186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症 △
61	関節リウマチ	124	コフィン・シリス症候群	187	先天性魚鱗癬
62	完全大血管転位症	125	コフィン・ローリー症候群	188	先天性筋無力症候群
63	眼皮膚白皮症	126	混合性結合組織病	189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症

平成30年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（359疾病）

※ 新たに対象となる疾病（1疾病）

△ 表記が変更された疾病（3疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
190	先天性三尖弁狭窄症	249	那須・ハコラ病	308	ペリー症候群
191	先天性腎性尿崩症	250	軟骨無形成症	309	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
192	先天性赤血球形成異常性貧血	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	310	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
193	先天性僧帽弁狭窄症	252	22q11.2欠失症候群	311	片側巨脳症
194	先天性大脳白質形成不全症	253	乳幼児肝巨大血管腫	312	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
195	先天性肺静脈狭窄症	254	尿素サイクル異常症	313	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
196	先天性風疹症候群 ○	255	ヌーナン症候群	314	発作性夜間ヘモグロビン尿症
197	先天性副腎低形成症	256	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	315	ポルフィリン症
198	先天性副腎皮質酵素欠損症	257	脳髄黄色腫症	316	マリネスコ・シェーグレン症候群
199	先天性ミオパチー	258	脳表ヘモジデリン沈着症	317	マルファン症候群
200	先天性無痛無汗症	259	膿瘍性乾癬	318	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
201	先天性葉酸吸収不全	260	嚢胞性線維症	319	慢性血栓性肺動脈高血圧症
202	前頭側頭葉変性症	261	パーキンソン病	320	慢性再発性多発性骨髄炎
203	早期ミオクローニー脳症	262	パージャー病	321	慢性膵炎 ○
204	総動脈幹遺残症	263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	322	慢性特発性偽性腸閉塞症
205	総排泄腔遺残	264	肺動脈性肺高血圧症	323	ミオクローニー欠伸てんかん
206	総排泄腔外反症	265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	324	ミオクローニー脱力発作を伴うてんかん
207	ソトス症候群	266	肺胞低換気症候群	325	ミトコンドリア病
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	267	パッド・キアリ症候群	326	無虹彩症
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	268	ハンチントン病	327	無脾症候群
210	大脳皮質基底核変性症	269	汎発性特発性骨増殖症 ○	328	無βリポタンパク血症
211	大理石骨病	270	P C D H 19関連症候群	329	メープルシロップ尿症
212	ダウン症候群 ○	271	非ケトーシス型高グリシン血症	330	メチルグルタコン酸尿症
213	高安静脈炎	272	肥厚性皮膚骨膜炎	331	メチルマロン酸血症
214	多系統萎縮症	273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	332	メビウス症候群
215	タナトフォリック骨異形成症	274	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	333	メンケス病
216	多発血管炎性肉芽腫症	275	肥大型心筋症	334	網膜色素変性症
217	多発性硬化症/視神経脊髄炎	276	左肺動脈右肺動脈起始症	335	もやもや病
218	多発性軟骨性外骨腫症 ○	277	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	336	モワット・ウイルソン症候群
219	多発性嚢胞腎	278	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	337	薬剤性過敏症候群 ○
220	多脾症候群	279	ピッカースタッフ脳幹脳炎	338	ヤング・シンプソン症候群
221	タンジール病	280	非典型溶血性尿毒症症候群	339	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
222	単心室症	281	非特異性多発性小腸潰瘍症	340	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
223	弾性線維性仮性黄色腫	282	皮膚筋炎/多発性筋炎	341	4p欠失症候群
224	短腸症候群 ○	283	びまん性汎細気管支炎 ○	342	ライソソーム病
225	胆道閉鎖症	284	肥満低換気症候群 ○	343	ラスムッセン脳炎
226	遅発性内リンパ水腫	285	表皮水疱症	344	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
227	チャージ症候群	286	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	345	ランドウ・クレフナー症候群
228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	287	VATER症候群	346	リジン尿性蛋白不耐症
229	中毒性表皮壊死症	288	ファイファー症候群	347	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
230	腸管神経節細胞減少症	289	ファロー四徴症	348	両大血管右室起始症
231	TSH分泌亢進症	290	ファンコニ貧血	349	リンパ管腫瘍/ゴーム病
232	TNF受容体関連周期性症候群	291	封入体筋炎	350	リンパ脈管筋腫症
233	低ホスファターゼ症	292	フェニルケトン尿症	351	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
234	天疱瘡	293	複合カルボキシラーゼ欠損症	352	ルビンシュタイン・ティビ症候群
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	294	副甲状腺機能低下症	353	レーベル遺伝性視神経症
236	特発性拡張型心筋症	295	副腎白質ジストロフィー	354	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
237	特発性間質性肺炎	296	副腎皮質刺激ホルモン不応症	355	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
238	特発性基底核石灰化症	297	ブラウ症候群	356	レット症候群
239	特発性血小板減少性紫斑病	298	ブラダー・ウィリ症候群	357	レノックス・ガストー症候群
240	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	299	ブリオン病	358	ロスモンド・トムソン症候群
241	特発性後天性全身性無汗症	300	プロピオン酸血症	359	肋骨異常を伴う先天性側弯症
242	特発性大腿骨頭壊死症	301	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）		
243	特発性多中心性キャッスルマン病 ※	302	閉塞性細気管支炎		
244	特発性門脈圧亢進症	303	β-ケトチオラーゼ欠損症		
245	特発性両側性感音難聴	304	ペーチェット病		
246	突発性難聴 ○	305	ベスレムミオパチー		
247	ドラベ症候群	306	ヘパリン起因性血小板減少症 ○		
248	中條・西村症候群	307	ヘモクロマトーシス ○		

経過的に対象となっている疾病について

- ①平成27年1月以降に対象外になった疾病 ②平成27年7月以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

疾病名
肝外門脈閉塞症
肝内結石症
偽性低アルドステロン症
ギラン・バレ症候群
グルココルチコイド抵抗症
原発性アルドステロン症
硬化性萎縮性苔癬
好酸球性筋膜炎
視神経症
神経性過食症
神経性食欲不振症
先天性QT延長症候群
TSH受容体異常症
特発性血栓症
フィッシャー症候群
メニエール病

- これらの疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、すでに障害福祉サービス等*の支給決定等を受けたことがある方は引き続き利用可能です。

- ① 平成27年1月1日以降は対象外となりますが、平成26年12月31日までに障害福祉サービス等*の支給決定等を受けたことがある方は引き続き利用可能です。
- ② 平成27年7月1日以降は対象外となりますが、平成27年6月30日までに障害福祉サービス等*の支給決定等を受けたことがある方は引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

水防法・土砂災害防止法の改正

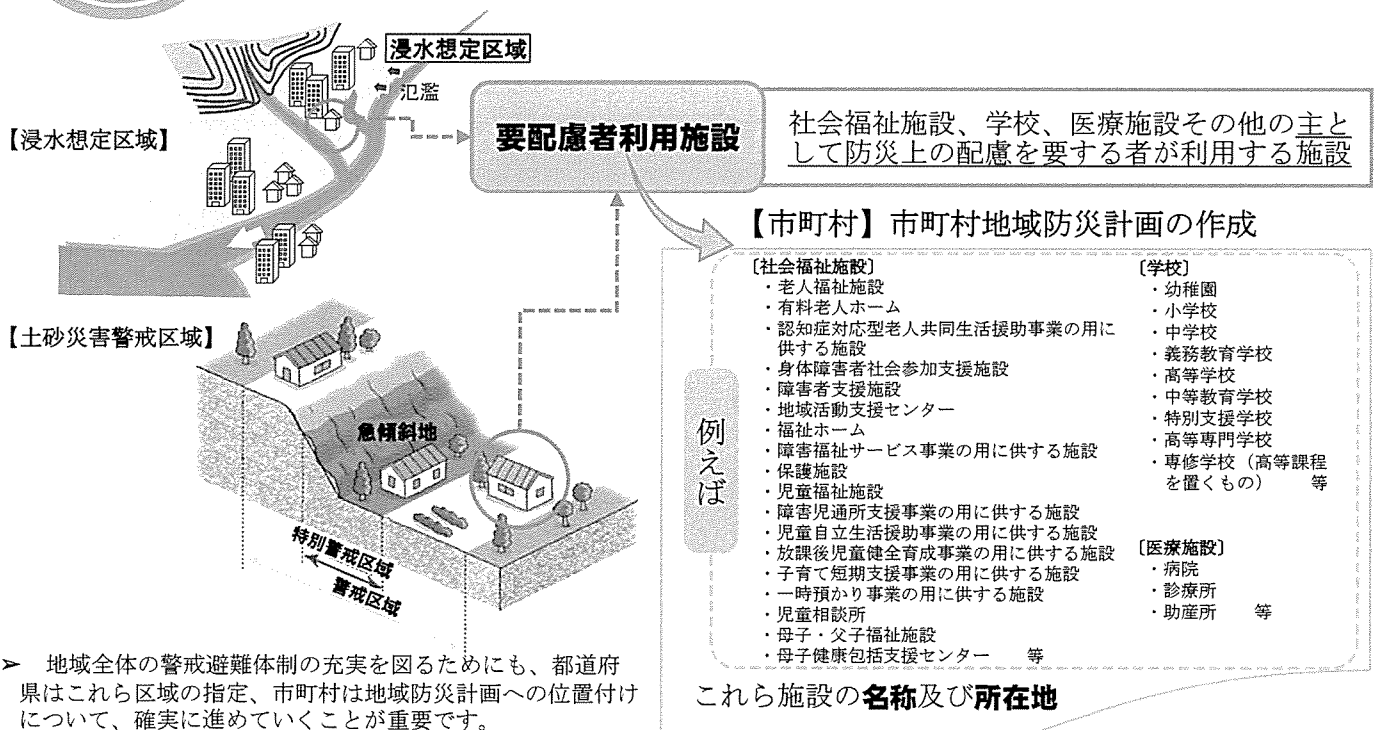
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年5月19日に公布されました。これにより、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために「水防法」「土砂災害防止法」が改正されます。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となります。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



1

避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成の手引き」については、国土交通省水管理・国土保全局のホームページへの掲載を行います。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等が主体的に作成**することが重要です。
 - 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、**市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望まれます。**
 - **要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、都道府県及び市町村の関係部局は連携して積極的に支援を行うことが重要です。**

2

避難確保計画の確認

※「点検用マニュアル」については、「避難確保計画の作成の手引き」とあわせて、今後、国土交通省水管理・国土保全局のホームページへの掲載を行います。

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
 - 避難確保計画の報告があったときは、**市町村等は**、国土交通省作成の**点検用マニュアル※**等を参考にその内容を確認し、必要に応じて助言等を行います。

3

避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

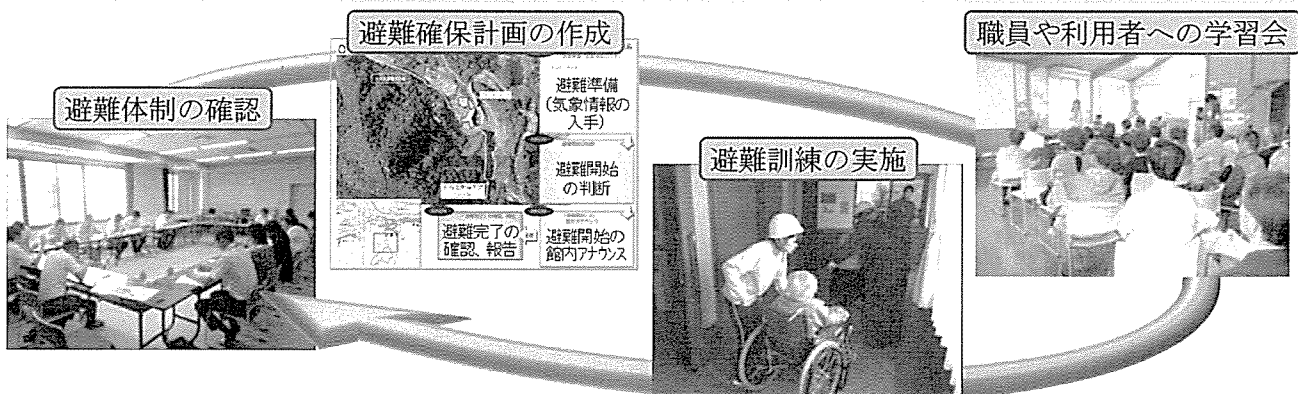
- **市町村長は**、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、**指示に従わなかった場合は、その旨を公表**することができることとなっています。
 - 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際には**、施設管理者等に対して**避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

4

避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**する必要があります。
 - 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。
 - ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施**されることが重要であり、**市町村は、このような避難訓練が実施されるよう促進**することが望まれます。

避難体制のより一層の強化のために、関係部局が連携して支援することが重要です！



法改正に関する
問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局

TEL：03-5253-8111（代表）

水防法関係

河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

砂防部砂防計画課

既存の計画への追記による避難確保計画の作成



国土交通省

消防計画に追記する例 ..以下の6事項を追記する

- ① 計画の目的に「洪水時の避難」を追記
消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。
- ② 自衛消防組織の項目を追加(手引き P21～P23参照)
自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可
- ③ 洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4～7参照)
「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。
- ④ 洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P17～19参照)
「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することよい。
- ⑤ 避難の確保を図るための施設を追加(手引き P20参照)
洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することよい。
- ⑥ 洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P21参照)
従業者への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画に実施している教育・訓練をもって代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

(目的)
第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(自衛水防の組織と任務分担)
第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

(洪水時の活動)
第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

注留意体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
〇〇情報発表	〇〇情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
〇〇警戒体制	〇〇情報発表	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、...	情報伝達係、避難誘導係、...
〇〇非常体制	〇〇地区避難準備・高齢者等避難開始発令	〇〇情報発表	施設全体の避難誘導、...
	〇〇地区避難勧告又は避難指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、...	避難誘導係、...

(洪水時の避難誘導)
第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。
(1) 避難場所・経路
・第〇条の震災時の避難場所、避難経路に定める通り。
・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。
(2) 避難誘導方法
・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする。...

(洪水に備えての準備品)
第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的な点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用ハンズフリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯電話用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話ハンズフリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防災具

(洪水対策に係る教育及び訓練)
第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

全従業員	新入社員	自衛水防組織
予定実施月	〇〇月	〇〇月
その都度	〇〇月	〇〇月
内容	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修 (2) 情報収集・伝達に係る訓練 (3) 避難誘導に係る訓練	

利用者事故等発生時の対応について

1 事故発生時の対応

- (1) 事故等の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- (2) 速やかに利用者の家族、岡山市、支給決定市町村等に連絡・報告を行うこと。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。

2 事故後の対応及び再発防止への取組

- (1) 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行うこと。
- (2) 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業者に周知徹底すること。

3 岡山市への報告

(1) 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

① サービス提供による利用者の事故等

ア 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関に入院又は治療したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。（事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるもの（例：自殺、失踪、喧嘩）を含む。）

イ サービス提供には、送迎等を含むものとする。

② 利用者が行方不明になったとき（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）

③ 食中毒、感染症（インフルエンザ、感染性胃腸炎、結核等）の集団発生（社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に感染症又は食中毒が疑われる者の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じること。（平成 17 健発 0222002 号）

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合）

④ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

⑤ 火災、震災、風水害等の災害によりサービスの提供に影響する重大な事故等

⑥ その他施設・事業所の長が必要と認めるとき

(2) 報告事項

岡山市への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、別紙様式の内容が含まれる任意の様式で報告することは差し支えない。

なお、死亡事故の場合は診断書の写しを添付すること。

(3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、岡山市、支給決定市町村に報告する。

また、食中毒や感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、あわせて、岡山市、支給決定市町村に報告する。

① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生の連絡を行い、その後速やかに報告書を提出する。

② 途中経過及び最終報告

事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

4 提出先

岡山市保健福祉局事業者指導課 障害事業者係

〒700-0913 岡山市北区大供 3-1-18 (K S B 会館 4 階)

T E L 086-212-1015

F A X 086-221-3010

Eメール syou-jigyoku@city.okayama.jp

※支給決定市町村にも報告してください。支給決定市町村が岡山市の場合は、障害福祉課又は保健管理課となります。

※参考（事故発生時の対応について定めた基準条例等）

- (1) 岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第81号）第41条第1項及び準用規定
- (2) 岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第82号）第58条第1項
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第27号）第36条第1項及び準用規定
- (4) 岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第83号）第32条第1項及び準用規定
- (5) 岡山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第94号）第18条第1項

- (6) 岡山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第95号）第16条第1項
- (7) 岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第45号）第45条第1項
- (8) 岡山市通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第79号）第52条第1項及び準用規定
- (9) 岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年岡山市条例第80号）第48条第1項及び準用規定

(記入例)

障害福祉サービス事業所 ・ 障害者支援施設
相談支援事業所 ・ 地域活動支援センター ・ 福祉ホーム
障害児施設 ・ 障害児通所支援事業所

利用者事故等報告書

指定権者(岡山市の事業所は岡山市)とともに、
支給決定市町村にも提出してください。
また、欄の幅や高さは適宜調整してください。
岡山市長 様

平成25年 3月 1日

法人代表者名で提出してください。速報
はメール・FAXでもかまいませんが、
最終報告は押印し提出してください。

(事業所・施設等の名称) ○○就労支援センター
(事業者・施設設置者等の職・氏名) (社福)○○ 理事長 △△ △△

法人
印

下記のとおり事故等が発生しましたので報告します。

記

利用者氏名	事業所 花子 (男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女)	生年 月日	昭和50年 1月 1日 (満38歳)
住 所	岡山市北区大供三丁目1-18		
支給決定 市町村	岡山市	利用者 サービス名	就労継続支援B型
事故等 発生日時	平成25年 2月27日(水曜日) 午前・ <input checked="" type="checkbox"/> 午後 2時30分頃		
事故等 発生場所	訓練・作業室	事故時の状況、けがの様子等をできるだけ詳細に記入してください。	
事故等の状況 及びその原因	(状況) △△の作成作業中、他の利用者とふざけて押し合いを行い転倒。転倒の際に支えた右手に腫れがあり、本人が痛みを訴えていた。 ----- (原因) 他の利用者とふざけて押し合いを行っていたことを放置していたこと、作業道具が足元に落ちていたためつまづいたのが原因と思われる。		
事故等に対する 対応及び家族等 への説明内容と それに対する反応	(対応) 直ちに○○医院に連れて行き、診察を受けたところ、右手中指の骨折と打撲と診断された。 医療機関受診状況、けがの診断結果など対応内容を記入してください。 ----- (家族等への説明内容と反応) すぐに管理者が母親に連絡し謝罪を行うとともに、けがの補償について説明を行った。母親からは軽い怪我だったので、引き続き通える軽作業の実施をお願いされた。		
再発防止策	事故防止のため担当職員会議を行い、ふざけあい等に対しての注意を徹底するとともに、利用者全員で反省会を開催し、利用者自身に再度の意識付けを行った。		
事業所の 担当者	(担当者名: 岡山 太郎 (サービス管理責任者)) (TEL: 086-XXX-XXXX FAX: 086-XXX-XXXX)		
備 考			

【質問票】

平成 年 月 日
岡山市事業者指導課 障害事業者係宛
Fax:086(221)3010

事業所名			
サービス種別			
所在地	岡山市 区		
Tel		Fax	
担当者名		職名	
【質問】			
【回答】			

《メ モ》

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

岡山市保健福祉局高齡福祉部

事業者指導課障害事業者係

syou-jigyuu@city.okayama.lg.jp